

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日条例第6号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略 2～4 略</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>第10条～第65条 略</p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日条例第6号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略 2～4 略</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>第10条～第65条 略</p>